

「135° E」屋外モニュメント製作・設置業務仕様書

(目的)

明石市立天文科学館（以下、「当館」という。）は、東経 135 度日本標準時子午線の真上に建つ「時と宇宙の博物館」であり、その独自性および時のまち・明石の魅力発信強化を目的とし、モニュメントの製作、設置を行うものである。

(委託場所)

本委託の所在地は次のとおり。

明石市人丸町 2 番 6 号 明石市立天文科学館

(委託期間)

本委託の期間は、契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(業務内容)

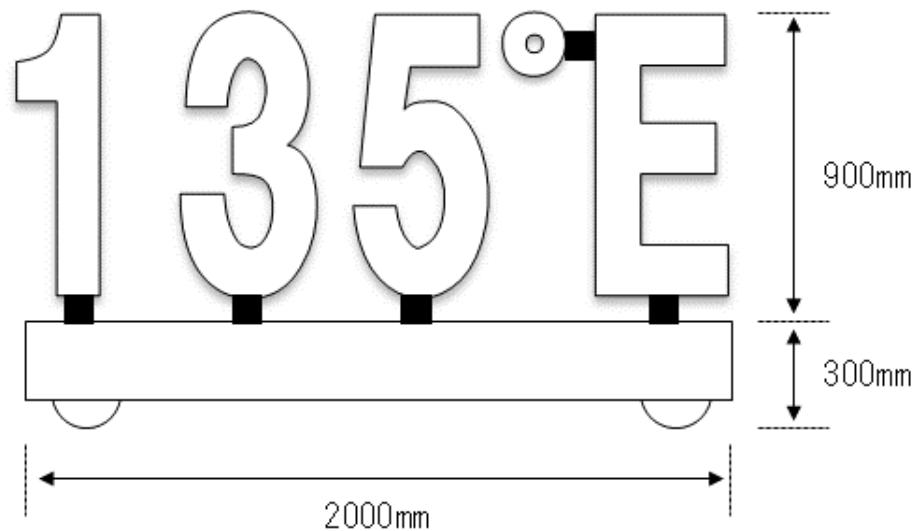
1. 「135° E」屋外モニュメントの製作、設置
2. 上記にかかる、現地調査・打合せ・その他必要な作業

(業務内容の詳細)

1. 当館敷地内日本標準時子午線屋外サイン付近（下記「3. 設置場所」参照）に、「135° E」をデザインした屋外モニュメント（下記〔参考図〕参照）を製作し、設置すること。
2. 製作する屋外モニュメントは、令和 7 年 3 月 31 日までに設置すること。また、サイズ等の主な仕様は下記のとおりとする。

| | |
|--------|---|
| 1) サイズ | <p><u>ベース部分</u> 幅 2000mm × 奥行 500mm × 高さ 300mm (±数 cm) ※移動式とするため、底面にアジャスター、ストップバー付き自在重量キャスターを取り付けること</p> <p><u>文字部分</u> 幅 2000mm × 奥行 250mm × 高さ 900mm (±数 cm) ※「1」「3」「5」「E」はそれぞれベースと、「°」は「E」とボルト溶接すること</p> |
| 2) 材質 | ステンレス製（骨地：角パイプ、L アングル厚み 1.5 mm 以上／仕上げ：2B 厚み 2 mm 以上）+ フッ素樹脂 2 液性塗装仕上げ（白色） |
| 3) その他 | モニュメントの転倒防止のため、20kg/個程度のアンカーウェイト 4 個を付属物とすること |

[参考図]



3. 設置場所

当館敷地内日本標準時子午線屋外サイン付近とする。



(検査)

本業務の執行においては、下記の検査を実施するものとする。

1. 中間検査

屋外モニュメントの製作にあたっては、製作前に図面等で中間検査を行い、不具合がないことを確認すること。

2. 完了検査

当館へ設置する際に完了検査を行い、屋外モニュメントに不具合がないことを確認すること。

なお、中間検査および完了検査において不具合等が見つかった場合は、当館職員に報告をおこない、その後の対応について当館と協議のうえ、その指示に従うこと。

(その他)

1. 本仕様書に従い誠実な業務を行うこと。
2. 本委託業務に要する作業工具等は、受託者の負担で準備すること。また、電気・上下水道・ガス（燃料）の料金及び負担金は、原則として受託者の負担とする。ただし、当館で行う作業の電力及び用水については、これを免除するものとする。
3. 関係ある法規・条例及び規則等を遵守することは無論のこと、必要に応じて届出手続きを遅滞なく受託者が代行すること。また、これに要する費用（手続費・手数料等）は、全て受託者の負担とする。
4. 本委託に使用する材料は、日本工業規格の規準に基づくものとし、それ以外のものは上記と同等のもの、または当館の承認を受けたものとする。
5. 本委託施工の際、地上及び構築物その他に支障を及ぼさないよう相当の養生を施すこと。もし誤ってこれら構築物に損傷を与えたり、又便宜上当館の承認を得て一時取り壊した場合は、受託者の費用で原型に復旧し、当館の検査をうけなければならない。
6. 本委託現場は、天文科学館内という公共の場であり、危険防止並びに環境衛生管理等に万全を期し、修理に際しては労働基準法による労働安全規則を厳守して施工すること。特に機械等の運転時は当館の指示に従うこと
7. 業務に係る詳細事項については、当館と協議のうえ、その指示に従うこと。その他、疑義が生じた場合及び判読し難い場合は、両者協議のうえ善処するものとし、最終内容はすべて当館の指示によるものとする。
8. 本委託業務の終了は、完了届の提出をもって行うものとする。